

## 生駒市自主防災会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における自主防災会の基盤整備と活動の活性化を推進するため、予算の範囲内において自主防災会活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 生駒市自主防災会認定要綱に基づき認定を受けた自主防災組織をいう。
- (2) 資機材等 自主防災会が災害等の現場で自主防災活動を行うために使用する資材、機材及びこれを保管する倉庫で市長が認めたものをいう。
- (3) 資機材等の補充整備 資機材等を更新又は追加補充することにより活動機能が向上すると市長が認める整備をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資機材等新規整備補助金
- (2) 資機材等更新追加整備補助金
- (3) 活動推進補助金

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる団体は、市内の自主防災会とする。

(補助事業)

第5条 資機材等新規整備補助金の交付の対象となる事業は、自主防災会が発足後初めて資機材等の整備を行う事業とする。

- 2 資機材等更新追加整備補助金の交付の対象となる事業は、直近の資機材等新規整備補助金、資機材等新規整備補助金の交付に類する補助又は資機材等更新追加整備補助金の交付を受けた日から5年を経過している自主防災会が資機材等の補充整備を行う事業とする。
- 3 活動推進補助金の交付の対象となる事業は、会員の防災意識、技能、知識を高めるため、防災に関する訓練、講座又は研修会の開催等自主防災活動の推進を目的とする事業とする。
- 4 活動推進補助金の交付の対象となる事業は、年度ごとに、1団体につき1事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 資機材等新規整備補助金の額は、補助対象経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第1に規定する額を限度額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、資機材等新規整備補助金の額を減額して交付することができる。

(1) 自主防災会が資機材等新規整備補助金の交付に類する補助を既に本市から受けている場合

(2) 新たに結成された自主防災会が既に資機材等新規整備補助金の交付を受けている自主防災会を含む場合

(3) その他市長が必要と認める場合

3 資機材等更新追加整備補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第2に規定する額を限度額とする。

4 活動推進補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が3万円を超える場合にあつては3万円とし、100円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請者」という。）は、生駒市自主防災会活動補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 補助事業に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第9条 補助金交付規則第6条の規定による通知は、生駒市自主防災会活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付規則第12条第1項に規定する実績報告書は、生駒市自主防災会活動補助金実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 納品書及び領収書の写し
- (3) 整備した資機材等の写真（活動推進補助金は、除く）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第11条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定は、生駒市自主防災会活動補助金確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（交付の請求等）

第12条 補助金交付規則第16条に規定する交付請求書は、生駒市自主防災会活動補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

第13条 活動推進補助金の対象となる事業を2以上の自主防災会が合同で行う場合は、委任状（様式第7号）により委任された者を代表者と定め、生駒市自主防災会活動補助金の交付手続きに関する一切の権限を委任することができる。

（施行の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年度以後の分の補助金について適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 生駒市資機材等整備補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第7条第1項関係）

資機材等新規整備補助金

区 分	補 助 金 の 限 度 額
自主防災会の世帯数が 300以下の場合	24万円
自主防災会の世帯数が 301以上の場合	800円に自主防災会の世帯数を乗じて得た額（その額に 1,000円未満の端数がある場合にあっては、その端数 を切り捨てた額）

備考 自主防災会の世帯数は、補助金の交付の申請を行う年度の4月1日現在の世帯数として自治会から報告を受けた数とする。

別表第2（第7条第3項関係）

資機材等更新追加整備補助金

区 分	補 助 金 の 限 度 額
自主防災会の世帯数が 300以下の場合	次に掲げる額を合計した額 (1) 3万円 (2) 9千円に直近の資機材等新規整備補助金、資機材等 新規整備補助金の交付に類する補助又は資機材等更新 追加整備補助金の交付を受けた日から補助金の交付の 申請を行う日までの年数（10年を超える場合にあって は、10年）を乗じて得た額
自主防災会の世帯数が 301以上の場合	次に掲げる額を合計した額（その額に1,000円未満 の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた額） (1) 100円に自主防災会の世帯数を乗じて得た額 (2) 30円に自主防災会の世帯数を乗じて得た額に、直 近の資機材等新規整備補助金、資機材等新規整備補助 金の交付に類する補助又は資機材等更新追加整備補助 金の交付を受けた日から補助金の交付の申請を行う日 までの年数（10年を超える場合にあっては、10 年）を乗じて得た額

備考

- 1 自主防災会の世帯数は、補助金の交付の申請を行う年度の4月1日現在の世帯数として自治会から報告を受けた数とする。
- 2 年数は、小数点以下を切り捨てた数とする。